

平成25年8月以降に生活保護を受けていたみなさまへ

# 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付 をご案内します。

## 対象になる世帯

- ✓ 平成25(2013)年8月から平成30(2018)年9月までの間に生活保護を受給したことがある全ての世帯。
- ✓ 上記のほか、平成30(2018)年10月から令和8(2026)年3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯なども対象になります。
- ✓ 現在、保護を受給していない世帯も上記の条件に当てはまる場合は対象。

## 支給される金額

- ✓ 生活扶助基準の「**新たな水準**」と「**従来水準**」との差額

## 支給までの手続

- ✓ 保護受給中の世帯(※)は、現在受給中の自治体で追加給付を行いますので、原則として支給手続(申出)は不要です。  
(※) 平成25年8月以降の期間において、別の自治体で保護を受給していた世帯は、当時保護を受給していた自治体への申出が必要です。
- ✓ 現在、保護を受給していない世帯は、当時保護を受給していた自治体で追加給付を行いますので、その自治体に当時の世帯主から申出を行っていただく予定です。
- ✓ 原告の方には別途、特別給付金が支給されます。

## 支給スケジュール

- ✓ 自治体の準備状況に応じて支給スケジュールが異なります。  
なお、現在、保護を受給していない世帯の申出は令和8年夏頃から受付予定です。申出手続きの詳細は、今後お示しします。

裏面もご覧ください

# 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付

## よくあるご質問



### Q1 支給額はいくらになりますか？

A1 支給額は、当時の年齢、世帯人数、お住いの地域、保護を受給していた期間、加算の有無などによって異なります。

なお、平成25年8月から令和8年3月まで継続的に保護を受給していた世帯の支給額の例は以下のとおりです。(受給期間が一部期間の場合は当該月数分のみ支給されます。)

【地方部(3級地-2)の場合の例】 ※居宅の場合

世帯の例	H25.8 からR8.3まで継続して保護を受給していた場合(合計)				
		H25.8～ H26.3 (8ヶ月分)	H26.4～ H27.3 (12ヶ月分)	H27.4～ H30.9 (42ヶ月分)	H30.10～ R8.3 (90ヶ月分)
60歳代単身の例	8.5万円	0.4万円	1.2万円	6.5万円	0.2万円
30歳代夫婦、4歳 の子ども1人の例	16.1万円	0.8万円	2.4万円	12.5万円	0.3万円

(※) 各期間ごとの数値は端数処理をしているため、合計と一致しません。

(※) 期間に応じて従来水準に対する追加給付率が異なります。(H25.8～+0.8%、H26.4～+1.6%、H27.4～+2.4%)

(※) 上記の金額は、一部の世帯類型について例示したものであり、各種加算は算定しておらず、また、H30.10以降は期末一時扶助(毎年12月支給)のみ支給月数に計上している。このため、各種加算が算定されていた場合や、H30.10以降に入院患者日用品費・各種加算等が算定されていた場合は上記の額より増額となることにご留意願います。

(※) 級地とは、地域の生活様式等の違いを踏まえ基準額に地域差を設けており市町村ごとに指定しています(「1級地-1」～「3級地-2」の6区分)。

Q2 現在はA市で生活保護を受けていますが、平成25年8月時点ではB市で、その後C市で生活保護を受けていました。その場合、A・B・C市から保護費の追加給付があるのでしょうか？

A2 それぞれの自治体から追加給付されます。A市からは手続きをすることなく支払われますが、B市・C市に対しては申出を行ってください。

Q3 平成25年当時は、両親と私の3人で生活保護を受けていましたが、父親は亡くなり、現在は、母親と私の2人で生活保護を受けています。

A3 亡くなられた方は保護費の追加給付の対象となりませんので、この場合、お二人分の追加給付をいたします。

Q4 現在、生活保護を受けていますが、今回の保護費の追加給付は収入認定の対象になりますか。

A4 収入認定の対象になりません。なお、保有が認められない物品の購入や他の世帯への贈与などは認められません。

本件について、保護費の追加給付について、厚生労働省や自治体から口座番号等をお電話でお聞きすることはありません。詐欺にご注意ください!

